

対象者について

(問4)「公務員共済年金のお知らせ」はどのような人に送られるのですか。

(答)平成20年度末の組合員及び年金待機者で、次に掲げる方を除いています。

- 1 組合員期間が、一時金全額受給期間のみである者
- 2 平成21年度において、59歳以上である者(昭和26年4月1日以前に生まれた者)
- 3 退職共済年金、退職年金及び減額退職年金の受給権者

(年金受給者へは、既に年金額の決定額をお示ししていますので、対象者としていません。)

- 4 組合員期間が、離婚時みなし組合員期間及び被扶養配偶者みなし組合員期間のみの期間だけを有する者

(組合員及び組合員であった方の加入実績及び掛金の納付実績をお示しするものであり、加入実績がない方は対象としていません。なお、このような方には、離婚分割時に本人の希望により試算額を提示しています。)